

# 日本における特許消尽の研究

——Quanta事件米国最高裁判決との対比——

特許第2委員会  
第2小委員会\*

**抄録** 米国最高裁判所において特許権の消尽に関し争っていたQuanta事件に対して、2008年6月9日に注目の判決がなされた。本事件では部品を販売した場合に、方法特許及び完成品特許について消尽論が適用され、また契約と消尽との関係についても判断が下された。本判決は米国の判決ではあるが、部品の供給や販売、完成品の製造がグローバルに行われている状況では、日本でも同様な事件が起こる可能性があり、本判決の影響を検討しておくことは重要である。そこで本稿では、同様の事件が日本国内で起きた場合にどのように判断されるかについて、日本の判例、学説を調査し考察を行った。

## 目次

1. はじめに
2. Quanta事件の概要
3. 日本の状況および考察
  - 3.1 方法特許の消尽について（ポイント①）
  - 3.2 部品販売による完成品特許の消尽について（ポイント②）
  - 3.3 許可された販売に起因して生じる特許権の消尽について（ポイント③）
4. 実務指針
  - 4.1 出願の場面での留意点
  - 4.2 実施の場面での留意点
  - 4.3 係争場面での留意点
5. おわりに

## 1. はじめに

特許権の消尽とは、一度正当な権原者により販売された特許製品についてはその効力は消尽したものであるとして権利の行使を認めないとするものであり、自由な流通の確保（取引上の安全）及び二重利得回避を目的とした特許法上の確立した理論である。また、目的を一にする理論と

して、黙示許諾論があり、こちらは権利者が黙示の実施許諾を与えたものとして権利行使を認めないとする理論である。

一般には、両者は特許製品そのものが一度販売された後、市場を転々流通する場合に適用される。

特許権の消尽に関しては、ファースト・セール・ドクトリンと呼ばれ（first sale doctrine；最初の正規販売により特許権が消尽するという考え）、米国においても古くから争われているが、2008年6月9日にQuanta Computer v. LG Electronics, Inc事件（以下、Quanta事件）について、米国最高裁判所で注目の判決がなされた<sup>1)</sup>。

Quanta事件判決では、部品を販売した場合に、方法特許及び完成品特許について消尽論が適用された。また、本事件においては、契約と消尽との関係についても判断が下された。具体的には、条件付契約において条件違反の状態で

\* 2008年度 The Second Subcommittee, The Second Patent Committee

特許製品を販売した場合であっても、契約上で販売の許可が担保されてさえいれば、販売された製品に関する特許権は消尽するとされた。

本事件の判決は、部品の販売の場合にあって完成品特許に対して消尽論が適用されたという点において、部品メーカーと完成品メーカー間の関係が数多く存在する昨今のビジネス環境を鑑みれば、その影響力は大きいものがある。また、条件付契約に関しても、グローバル化による競争激化などを背景として、企業間の競合、協力関係が複雑化し、権利の有効活用や利害関係の調整のために付帯条件を付す契約の増加が考えられることから、この観点からも見逃せない要素を含んでいる判決である。

そこで本稿では、同様の事件が日本国内で起きた場合にどのように判断されるかについて考察する。ただし、国内では歴史的に消尽論と黙示許諾論が適宜適用されてきている点を踏まえ、それらの適用事例を確認しつつ、その意義を見極めながら論点を抽出するとともに、実際にどのように判断されるのか論ずる。

なお、本稿は、2008年度特許第2委員会の本山泰委員長（日本電信電話）、島村英伯委員長代理（キリンホールディングス）をはじめ、同委員会第2小委員会の吉村実（富士通テン、小委員長）、由比藤文夫（富士フィルム、小委

員長補佐）、小俣一郎（富士通）、佐々木ひとみ（旭化成）、高橋俊朗（新日鐵化学）、田中正樹（日立国際電気）、永島智（日産自動車）、織立晃（コベルコ建機）、原田良一（日本信号）、藤上真（積水化学工業）、山下公一（小松製作所）が作成した。

## 2. Quanta事件の概要

事件の概要は次の通りである。即ち、LG電子はIntelに対し部品特許、完成品特許および方法特許を条件付でライセンスを行った。その条件とは、Intel製部品に非Intel製部品を組合わせた製品にはライセンスが及ばない旨をIntelの顧客に通知する義務である。Intelは特許部品を顧客であるQuantaに販売する際、その通知義務を果たしている。ところが、Quantaはその通知に反してIntel製部品に非Intel製部品を組合わせた完成品を販売したところ、LG電子が完成品特許および方法特許を侵害するとしてQuantaを訴えたものである（図1）。

裁判での争点は、販売製品が方法特許を使用する場合方法特許は消尽するか否か、正規の部品販売によりその部品を主要な構成とする完成品特許が消尽するか否か、および条件付契約により消尽を回避できるか否かといった点である。

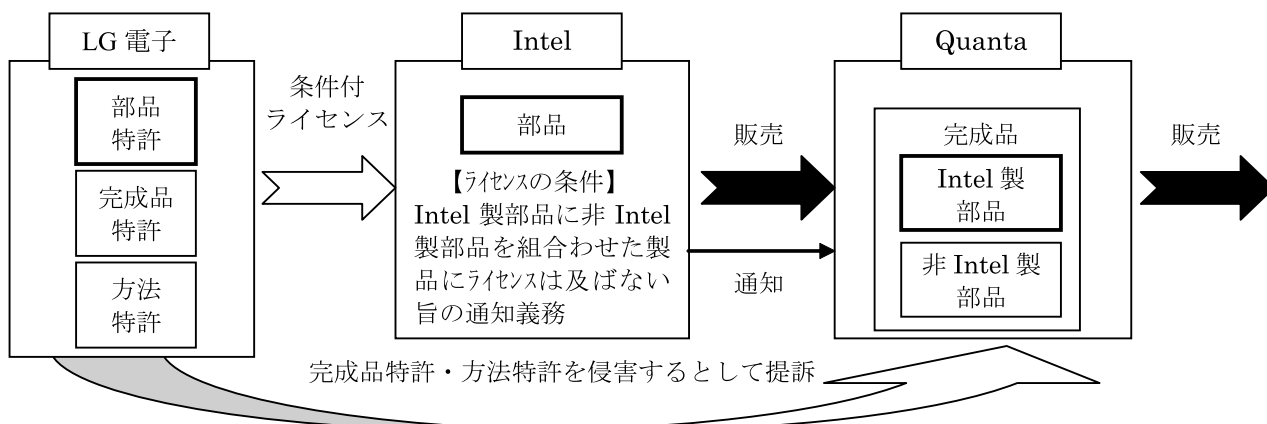


図1 Quanta事件の概要

最高裁判所は、部品販売が許可されている限り完成品特許および方法特許はともに消尽するとしてLG電子の訴えを退けた。判決のポイントは次の3点である。

- ① 販売製品が方法特許を「具現化 (embodied)」する場合は方法特許は消尽する。
- ② 部品が完成品特許を「実質的に具現化する (substantially embodied)」場合は、部品の販売により完成品特許は消尽する。
- ③ 許可された販売に起因して生じる特許権の消尽は回避できない。

ここで、ポイント①に関して、最高裁判所は方法特許が消尽する根拠として、そういう判断をしなければ、特許権者は特許明細書作成の際に、クレームを装置クレームではなく方法クレームとして作成することにより販売製品の消尽を回避できることを挙げている。

また、最高裁判所はポイント②の「実質的に具現化する」基準として次の2点：

- i) 部品の唯一の合理的使用が完成品特許を実施するものであること
  - ii) 部品は完成品特許の本質的特徴を実施していること
- を示している。

ポイント③に関しては、前記契約上の条件を遵守していないときでも、ライセンス契約としては購入者に対してIntel製部品を販売するための権利が制限されているわけではなく、依然Intelの販売は許可されたものであるから、特許権の消尽が発生するとされた。なお、仮に、LG電子がIntelとのライセンス契約において、非Intel製部品との組合わせの禁止に違反する販売は許可しないような条件を付していれば消尽を回避できたのかという疑問が生じる。しかし、最高裁判所ではこの点について述べていないため、条件の内容によって消尽を回避できる場合があるかは不明である。

このように、米国では販売が許可された部品

に対する完成品特許と方法特許の消尽について判断がなされた。

では日本においてQuanta事件と同様の事件が起きた場合はどのように判断されるのであろうか。以下、日本の判例や学説を基に前記ポイント①～③について検討を行った<sup>2)</sup>。

なお、判例は裁判所ホームページの判例検索システムにて抽出した(権利種別：(特許権+実用新案権)×類型：民事訴訟×キーワード：(消尽+用尽+消耗+再生産+黙示))。

また、以下本稿で取り上げた判例、学説を別表1、2としてまとめた。

### 3. 日本の状況および考察

#### 3.1 方法特許の消尽について(ポイント①)

##### (1) 判例の状況

インクカートリッジ事件控訴審判決<sup>3)</sup>では、物を生産する方法の発明の実施として、その方法の使用(特許法第2条3項2号)と、その方法により生産した物の使用、譲渡等(同項3号)に分けた上で、方法の使用については物の発明に係る特許権の消尽についての議論がそのまま当てはまるものではないとしながらも、「実質的な技術内容は同じであって、特許請求の範囲及び明細書の記載において、同一の発明を、単に物の発明と物を生産する方法の発明として併記したときは、物の発明に係る特許権が消尽するならば、物を生産する方法の発明に係る特許権に基づく権利行使も許されないと解するのが相当である」と判示した。即ち、実質的に同一の発明が単にカテゴリーの相違として明細書に記載された場合には、物の発明に係る特許権が消尽すれば、方法の発明に係る特許権も権利行使できないと判示した。

更に、「特許権者又は特許権者から許諾を受けた実施権者が、特許発明に係る方法の使用にのみ用いる物(特許法第101条3号<sup>4)</sup>)又はそ

の方法の使用に用いる物であってその発明による課題の解決に不可欠なもの（同条4号<sup>5)</sup>）を譲渡した場合において、譲受人ないし転得者がその物を用いて当該方法の発明に係る方法の使用をする行為」については、「特許権者は、特許権に基づく差止請求権等を行行使することはできない」として、専用品に加えて、方法の使用に用いるものであってその発明による課題の解決に不可欠なもの（中用品）を譲渡した場合にも権利行使できないと判示した。

このように、インカートリッジ事件控訴審判決では、①実質的に同一の発明が単にカテゴリーの相違として明細書に記載された場合、②物が方法特許の専用品または中用品の場合のいずれかに該当すれば、物の発明に係る特許権が消尽すれば、方法の発明に係る特許権の権利行使も許されないとした。

但し、同事件上告審判決<sup>6)</sup>では、方法特許の消尽について判断はされていない。

## (2) 学説の状況

そもそも、特許権の消尽は、特許発明の実施に係る製品が譲渡された場合に、その製品のその後の実施について必要とされる概念であって、実施に係る製品の譲渡が想起されない「方法の発明については、原則として消尽の問題は生じない」と考えられる<sup>7)</sup>。しかし、方法の発明の実施にのみ使用され（専用品）、かつ方法の発明を全工程実施するものを特許権者が提供した場合は、方法特許は消尽するという考えが多数説であると理解される<sup>8)</sup>。

一方、方法の実施に使用される汎用品の場合はどうか。汎用品であれば、必ずしも特許発明の実施に使用されることを念頭に取引したとは限らず、譲受人（もしくは転得者）が特許発明を実施した場合は、権利行使が許される<sup>9)</sup>と考えられている。

問題は、方法の発明に係る特許権を有する者

が、その方法に用いられる中用品を譲渡した場合に、特許権が消尽するか否かである。この点につき、方法の発明を全工程実施したとしても、方法の発明の実施以外にも使用できるもの（中用品）については、積極的に消尽論を採用するものではないという説<sup>10)</sup>がある。一方、上述の控訴審判決と同様に、方法の発明の専用品（特許法第101条3号<sup>4)</sup>）だけでなく中用品（特許法第101条4号<sup>5)</sup>）を譲渡した場合も、「信義則や権利濫用といった一般法理か、あるいは特許法の趣旨から導かれる特許権者の追及権の放棄の擬制といった考え方から導かれる消尽理論が適用されることになる」と解する説もある<sup>11)</sup>。ただし、この立場においても、上記専用品や中用品が「特許方法の生産工程の一部にのみ用いられる場合には、専用品もしくは中用品を流通に置いたことをもって、消尽するということを認めるべきではない」としている。

このように、学説においては、方法特許の消尽につき、方法特許の全工程を実施する専用品について消尽する方向でほぼ意見が一致しているものと見られ、中用品については消尽すると考える意見と消尽しないという意見に分かれている。

## (3) Quanta事件における方法特許の消尽について

米国最高裁判所は、特許権消尽論は方法特許には適用できないとする連邦巡回控訴裁判所の判断を覆し、「方法特許は消尽しないというLG電子の主張は支持できない。特許された方法が製品や装置と同じように販売されないことには異論がないところであるが、方法が『具現化(embodied)』された製品が販売された場合は、特許権は消尽する」と判示した。

判決ではその理由として、「方法特許により消尽を否定されるのであれば、特許権者は特許明細書作成の際に、方法クレームを装置クレ

ムのかわりに記載することによって消尽を回避することができるようになり消尽理論の意義が根底から揺らぐことになる」ことや、「方法特許は消尽しないというLG電子の主張によれば、Intelは本件LG電子特許を実施する完成したコンピュータシステムを販売する権利があるにもかかわらず、そのシステムの下流の購入者は特許権侵害の責任を負う可能性があり」、不合理な結論を招くことを挙げている。

#### (4) 考 察

Quanta事件判決においては、方法の特許発明が製品に具現化されている場合に、製品の販売により方法特許も消尽するとし、その製品が専用品か汎用品かまたは中用品なのかを区別していない。

これに対し日本での学説やインクカートリッジ事件控訴審判決においては、明細書に方法の発明のみが記載されていた場合であっても、その方法発明を実施する製品が専用品か中用品かに応じて判断が異なっている。すなわち、その方法の全工程を実施し、その方法の実施にのみ用いられる専用品を特許権者が提供した場合は、方法特許は消尽すると言えるが、中用品の場合は消尽するか否か判断が分かれる。

そこで、方法発明の中用品がその販売により消尽するか否かの問題につき、例を挙げて検討する。例えば、「Aの操作を検出する工程、該操作を検出するとBの表示を行う工程を備えるディスプレイの表示方法」という、方法発明を考えてみる。この発明は「Aの操作を検出する手段、該操作を検出するとBの表示を行う手段を備えるディスプレイ装置」として表すことも可能であるが、特許請求の範囲には方法の発明のみが記載されているとする。

この方法発明の全工程を実施する装置（例えば、ナビゲーション装置、テレビ受像機）が、他の方法にも用いられる場合は、その方法発明

の使用に用いるものであってその発明による課題の解決に不可欠な「中用品」と言えるのではないか。この例において、装置が方法の発明から見て方法の全工程を実施しているなら、装置が専用品であるか中用品であるかにかかわらずその方法発明を具現化していることに変わりはないから、中用品であっても専用品と同様に消尽するものと考えられる。

以上のように、日本の判例および学説においては、実質的に同一の発明が単にカテゴリーの相違として明細書に記載された場合や、方法発明の全工程を実施する専用品、中用品を特許権者が提供した場合は方法特許が消尽すると考えられる。

したがって、米国と日本における方法特許の消尽に対する判断基準が同一であるとは言えないが、販売製品が方法発明の全工程を実施している場合は方法特許が消尽するという点において米国と日本の結論は一致していると言える。発明を方法の発明として表現することによって消尽を回避することを認めると、特許権者が製品である物の発明に方法の発明を含ませることで消尽を回避する問題が生じるが、これを回避しようとする点で米国も日本も一致していると思われることから、Quanta事件の判旨を支持できる。

なお、方法特許ゆえ消尽の対象ではなく黙示許諾の対象とすべきという意見も考えられる。しかしながら、黙示許諾の対象として扱った場合、特許権者の反対意思表示があれば黙示許諾は成立しないため、方法特許の権利行使が可能となる。そうすると、特許権者が製品である物の発明に方法の発明を含ませることで消尽を回避することが可能となり、前記のように本来消尽させるべき全工程を実施しているような例においては不合理であり、当該装置の流通が阻害されることになるため、黙示許諾ではなく消尽の対象とすべきであると考えられる。

### 3. 2 部品販売による完成品特許の消尽について（ポイント②）

#### (1) 判例の状況

日本国内において、実施権者の部品販売によりその部品を主要な構成とする完成品特許が消尽するか否かに関わるQuanta事件に相当する判例を調査しても、現時点では明確にこれにあてはまる事件は見当たらない。しかしながら、広義の意味では、部品と完成品という関係から下記に紹介する2件の事件を挙げることができる。ここでは、その2件とQuanta事件との関係について述べる。

##### 1) トレー包装体事件<sup>12)</sup>

本事件は包装用トレーとトレー包装体それぞれの実用新案権を保有する原告が被告によるトレー包装体販売等の実施行為を争った事件である（図2）。

ルートA：実用新案権者（原告）が包装用トレーを製造し、その後の流通過程の業者（図示せず）を通じて同トレーを譲り受けた被告がトレー包装体実案に係る製品の販売等をした。

ルートB：実用新案権者（原告）に包装用トレー実案の実施を許諾された実施権者が同トレーを製造して被告に販売し、被告が同トレーを用いてトレー包装体実案に係る製品の販売等をした。

なお、包装用トレーは部品に相当し、トレー包装体は完成品に相当する。

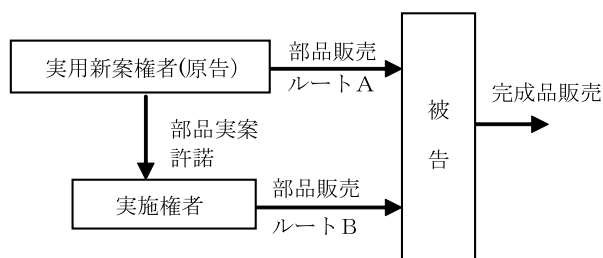


図2 トレー包装体事件の概要

本事件は、消尽ではなく黙示の実施許諾を争点とした点でQuanta事件とは異なっているが、実用新案権者又は実用新案権者から許諾を受けた実施権者による包装用トレー販売を基に、同トレーを主要な構成要件とするトレー包装体実案権の行使を認めるか否かを争った点でQuanta事件と共通する国内唯一の事例である。

裁判所はルートAにおいて、包装用トレー実案とトレー包装体実案の保有者（実用新案権者）自らが代表取締役を務める会社が、①上述の流通過程の業者と業務提携関係にあること、②トレー包装体を製造するための機材を同流通業者に提供していたことなどの背景から、包装用トレーがトレー包装体実案に係る製品に用いられることを承諾していたものと解するのが相当であるとして、黙示の実施許諾を認めた。

一方、ルートBについては、実用新案権を保有する者自らが代表取締役を務める会社がその流通経路に関与することなく被告に包装用トレーを納入していたことから、裁判所は黙示の実施許諾を認めなかった。

さらに判決文内の以下A～Dにあるように、包装用トレー実案とトレー包装体実案との構成要件の一致／不一致に基づいて原告への不当利得返還請求を認めた。ただし原告がすでに部品実案分の実施料相当額を得ていることを考慮して、返還額は、完成品実案の実施料相当額（完成品の1個当たりの額）から部品実案分の実施料相当額（部品の1個当たりの額）を差し引いた差額分とした。

A：本件考案（トレー包装体の考案）の要件のうちストレッチフィルムが「抵抗線により全周に亘って切断してある」との要件は、別件考案（包装用トレーの考案）に記載はない

B：ストレッチフィルムの切断に関する要件が付加されており、本件考案と別件考案とは重なり合うものではない

C：本件実用新案権（トレー包装体の実用新案権）と別件実用新案権（包装用トレーの実用新案権）とが別個の権利として成立している以上、…直ちに実施料相当額を請求できる権利がなくなるものではないというべきである

D：抵抗線による切断であることにより、「刃物等のように刃先の鈍化等がなく、常に安定した確実美しい切断ができ、しかも、手軽に包装が行える」という効果が付加される

ここでトレー包装体事件とQuanta事件とを比較すると、Quanta事件では「部品特許」と「完成品特許」とで相違する構成要件に米国最高裁判所は特段の技術的価値を見出さず「完成品特許」の消尽を認めた。

これに対し、トレー包装体事件においては「完成品」であるトレー包装体と「部品」である包装用トレーは、裁判所が判示した上述Bで示されるように考案自体が重なり合うものではない。また上述Dにあるように、その重なり合わない部分（構成要件）は単なる周知技術や慣用手手段の付加ではなく新たな技術的価値を付加するものであることが認められ、包装用トレーがトレー包装体と実質的に同一と呼べるものでもないことを示唆している。そこで、上述のインクカートリッジ事件上告審判決<sup>6)</sup>において「特許権の消尽により特許権の行使が制限される対象となるのは、飽くまで特許権者等が我が国において譲渡した特許製品そのものに限られるものである」と判示されていることを踏まえると、トレー包装体は包装用トレーそのものではないことから「部品実案」に係る包装用トレーの販売でもってトレー包装体の「完成品実案」は消尽しないものと解される。

したがって、トレー包装体事件では、ルートA、Bのいずれにおいても、部品の販売でもって完成品実案が消尽していないケースであった

と解される。

2) インクカートリッジ事件（控訴審）<sup>3)</sup>

3. 1章にて詳細に述べたように、本判決では、方法特許と、その方法特許の実施に係る専用品（現特許法第101条4号）、中用品（同5号）の関係に基づいて権利行使の可否を示し、専用品または中用品であれば権利行使は認められないと判示した。この判示事項は物の特許とその専用品（特許法第101条1号）、中用品（特許法第101条2号）の関係にも適用できるとする説もある<sup>13)</sup>。

一方、Quanta事件における部品の販売による完成品特許消尽の条件は2章で示した基準i)およびii)を同時に満足することであり、i)は日本における所謂「専用品」（現特許法第101条1号）に近い概念と言え、またii)は部品がその完成品の本質的特徴に大きく関与していることが必要であることを示すものと言える。したがって、Quanta事件判決は所謂「専用品」（現特許法第101条1号）の範囲をさらに限定した概念と考えられる。

よって、インクカートリッジ事件控訴審判決で示された判断基準により完成品特許が消尽する範囲は、Quanta事件判決で示された範囲より広いものと言える。ただし、同事件の上告審判決<sup>6)</sup>では「専用品」、「中用品」の消尽に関わる判断基準について言及していないため結論は定まっていない。むしろ上告審判決では、「上記にいう特許製品の新たな製造に当たるかどうかについては、当該特許製品の属性、特許発明の内容、加工及び部材の交換の態様のほか、取引の実情等も総合考慮して判断するのが相当であり」とあるように、総合的に判断する考え（以下、総合考慮説）が示されている。

## (2) 学説の状況

特許権者が特許発明に係る完成品の部品を譲

渡し、または部品特許の実施許諾をした場合に、当該部品を用いた完成品に対して完成品特許に基づく権利行使ができるかどうかについてはいくつ学説がある。

例えば、「専用品を譲渡したとしても、当該専用品の譲渡によって完成品特許が消尽したとして、一律に特許権者の権利行使を制限すべきではないし、理論的にも消尽するとは解されない。」という学説<sup>14)</sup>がある（以下、学説1）。

学説1においては、インクカートリッジ事件上告審判決<sup>6)</sup>に基づいて消尽が成立する範囲は譲渡された特許製品そのものに限定され、それを超えてその部品を組み込んだ完成品まで消尽が成立しないと述べられている。また、黙示の実施許諾については一義的な解決基準を示すのは困難であるが、その事情如何で成立する可能性があるとして述べられている。

学説1は、どのような部品特許であっても完成品特許は消尽しないと結論付けている点で、Quanta事件判決の考えと異なっている。

これとは別に、部品が専用品であった場合には消尽を認めるとする学説<sup>15)</sup>がある（以下、学説2）。

学説2では、専用品である部品の販売時に完成品全体についての対価を回収できる機会がある一方、専用品は必然的に完成品に使用され転々流通する場合にも条文上間接侵害となってしまうと円滑な流通が阻害されかねないので、その趣旨に沿って消尽を認めると述べられている。

学説2は、専用品という2章で述べた基準i)だけで消尽すると述べており、上述の基準i)だけでは消尽しないとしているQuanta事件判決の考えと一部異なっている。

また、学説2においては、中用品（多機能品）が完成品に対して占める割合がきわめて大きい場合などは消尽が認められる場合があると述べられている。

これらを踏まえると、Quanta事件と類似する学説が示されている一方で、全く異なる学説も示されており、やはり定説はない状況である。

### (3) 考 察

以上、日本国内におけるQuanta事件に関連、共通する事件および学説について紹介、検討してきた。国内では、部品と完成品の関係につき、消尽を争点とした判例は未だ出てきていないようであるが、トレイ包装体事件のように黙示の許諾で処理したものや、インクカートリッジ事件のように、方法のカテゴリーではあるが、部品と完成品との消尽関係に準ずるような判例も散見された。

トレイ包装体事件は、先に紹介したように部品の販売をもって完成品特許の消尽を認めなかった事例であるが、一方のインクカートリッジ事件は逆に消尽を認めた事例ということもできる。

学説では、Quanta事件と類似する考えが示されているが、一方で全く異なる考えも示されている。

日本ではQuanta事件に相当する、正規の部品販売によりその部品を主要な構成とする完成品特許が消尽するか否かの見解は、今まで述べてきたように判例・学説共に未だ定まっていない状況である。

しかしながら、インクカートリッジ事件上告審判決において総合考慮説が示されたことから、今後は専用品または中用品だけでなく特許製品の属性、特許発明の内容、取引の実情等、諸般の事情も考慮に入れて消尽の判断がなされる可能性が高いと思われる。

なお、インクカートリッジ控訴審判決や前記学説2のように、専用品の販売でもって完成品特許が消尽するという考えについては、専用品を用いた完成品を販売等する譲受人に対して専用品が正規品（正当権原者から購入等した物）



であった場合には、当該完成品に特許権を行使できなくなってしまう特許権者等の利益が損なわれるおそれがある。特に、専用品と完成品の価格差が大きいときは、その経済損失が拡大してしまうことが懸念される。また、中用品においても専用品の場合と同様、中用品が正規品であれば特許権の行使ができなくなるおそれがある。よって単に専用品・中用品を実施しただけで特許権が消尽するという考えは、社会通念上、問題を有しているものと思われる。

一方、前記総合考慮説によれば、専用品、中用品であっても、消尽するとは限らないため上記問題は生じないが、その反面訴訟当事者にとっては、消尽の判断がつきにくいという問題がある。Quanta事件判決のように明確な判断基準が必要であろう。

いずれにしても、上述の問題点に鑑み、部品として専用品または中用品が販売されたことをもって直ちに完成品特許の消尽を認めるのではなく、Quanta事件判決と同様、完成品特許における部品との差異点に技術的な価値が認められるかどうか、あるいは部品が完成品特許の本質的部分かどうかを判断のポイントとすべきものとする。

今後、Quanta事件を受けて原告、被告から消尽を争点とする裁判が増加することも予想されるが、どのような判断が示されるのか注目される。

### 3. 3 許可された販売に起因して生じる特許権の消尽について（ポイント③）

日本の特許権者においても、Quanta事件のように、特許権の消尽回避を希望する場合があります。 「許可された販売に起因して生じる特許権の消尽は回避できない」に関し、これまでの日本の判例からどのような示唆が得られるか、(1) 特許権の消尽の回避、(2) 許可された販売、に分節して検討する。

#### (1) 「特許権の消尽は回避できない」について

##### ① 置換プリン事件<sup>16)</sup>

置換プリン事件とは、「置換プリン」の特許権者によって製造販売されたアシクロビル（置換プリンに属する）を有効成分とする製剤を購入し、賦形剤等を分離してアシクロビルを抽出し、大きさ、重量、成分等が異なる同一の用途を有する製剤を製造販売する行為に侵害が成立するかが争われた事件である。ポイントは、同製剤についての特許権の消尽成立の可否である。判決では、特許権者が販売した製剤からアシクロビルを取り出し、精製し、再結晶させた行為は、控訴人が販売した製剤に含まれるアシクロビルをその同一性の範囲内で単に使用し、譲渡等する行為とみられる限り、新たな生産を行っていると評価することはできず、特許権の効力は、消尽により消滅していると判断された。

同判決においては、BBS事件の最高裁判決を参照した上で、「消尽は、特許権者の意思とは無関係に、特許権者による特許製品の譲渡行為により無条件に生じる」<sup>17)</sup>ことが示された。特許権の消尽の根拠が特許権者等の二重利得の防止、及び市場における商品の自由な流通の確保にあるとされる以上、発明の実施行為があった場合に、特許権者の意思に拘らず、消尽が成立すると捉えるのは自然な考えである。

#### (2) 「許可された販売に起因して生じる」について

##### 1) 特許権者の意思によって許可があったことを否定し得るか？

まず、Quanta事件における争点を確認すると、2章でも触れたように、Quanta事件において、Intelは「条件付きライセンス」に基づいて製品を販売し、購入したQuantaは当該条件に反した使用をした。特許発明の実施である行為と、Quantaが“許可した”と主張する行為とを概念的に図3に示す。

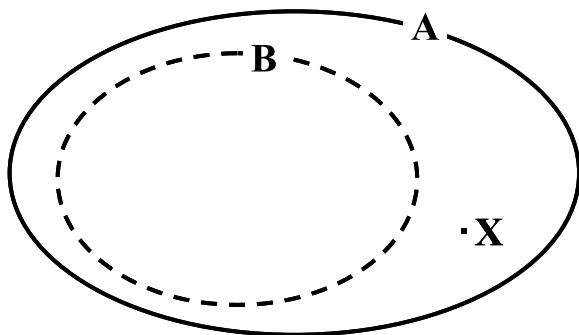


図3 “許可された”範囲と実施行為の関係

実線で囲まれた範囲Aは、特許権者又は実施権者が特許発明の要件を満たす物（部品）の生産、使用、譲渡等する行為を示し、点線で囲まれた範囲Bは、一定の条件付で“許可された”範囲を示すものとする。範囲Bには、Intelが、販売先に対して非Intel製品との組み合わせを禁じる通知をして部品を販売する行為が包含される。この図において、Intelは契約で示されたように部品に非Intel製品との組み合わせを禁じる表示をして販売していたから、Intelの実施行為自体は、範囲Bの内とも捉えられる一方、Quantaによる部品の使用態様は範囲Bの外側であって、範囲Aの内側（点X）と考えることができる。

正当権原者による特許発明の実施により、部品の発明の特許権が消尽するのは、LG電子の主張によると、範囲Bで示される実施行為である。これに対し、Quantaの部品の使用行為は、禁止する表示が付された非Intel製品との組み合わせであるから範囲Bの外側であるものの、Intelが販売した部品の使用であるので範囲Aの内側である。Quantaの主張によると、範囲Aの行為であれば特許権が消尽する。

米国最高裁判所は、使用態様の条件を満たすか否かを問わず、実施権者による実施があった場合には、特許権は消尽するとした。つまり、最高裁は範囲Aで消尽すると判断した。この判断によると、ライセンシーによる実施であれば

「通常実施権に基づく特許発明の実施」であり、ライセンスに付帯した条件に違反した実施は、（当事者間においては契約違反の問題があるものの）第三者にとって正当権原者の実施であって、「許可された販売」であると捉えられる。すなわち、「許可された販売」の判断基準は、通常実施権者の立場を有する者による実施行為（範囲A）であったか否か、に有り、実施許諾に付帯した条件をも含むライセンス契約全体を満足する実施行為（範囲B）か否か、では無い。

次に、このような事例が日本においてどのように判断され得るか検討する。被告の地位等の点で相違はあるものの、ライセンスの付帯条件に違反した実施権者が、当該付帯条件に違反して特許発明の実施行為をした場合に、特許権を侵害するか否かが争点となった事例が参考になる。図3に当てはめると、これらの事例における実施権者の行為は、範囲Bで示されるライセンスの付帯条件の外側であって、特許発明の実施行為である観点から範囲Aの内側（点X）である。

#### ② 遠赤外線放射球事件<sup>18)</sup>

遠赤外線放射球事件とは、「遠赤外線放射球」の特許権者が販売したヒーターを、ヒーターを組み込んだ乾燥装置を開発するという合意の下で購入した場合に、これを組み込んだ高速遠赤外線乾燥機の製造を他社に製造委託しこれを販売する行為が特許権を侵害するか争われた事件である。原則的には、ヒーターに係る特許権は特許権者による製造、販売（図3に当てはめると、範囲A）によって消尽するはずであるところ、その販売が目的を開発に限定するという条件付（範囲B）であった場合に、その条件には反するものの特許発明の実施である行為（点X）をする行為についての特許権の消尽が争点である。

判決では、そもそも特許権消尽の根拠は、市場における商品の自由な流通の確保、および二重の利得を排除することであるから、上記合意

が存在していたとしても、特許権者が販売したヒーターについて特許権はその目的を達したも  
のとして消尽するとされた。

### ③ 育苗ポット事件<sup>19)</sup>

「育苗ポットの分離治具と分離方法」の特許  
権者が、ポットカッターを貸与（貸与契約は、  
実施の態様を「使用」に限定した通常実施権と  
同義と認められた）し、その貸与契約には、ポ  
ットカッターを使用する対象を特許権者から購  
入した連結育苗ポットに限定するという制限が  
付されていた。この制限に違反し、貸与された  
ポットカッターを特許権者以外から購入した連  
結育苗ポットに使用する行為が特許権を侵害す  
るかが争点となった。どこから購入したかに拘  
らずポットカッターの使用であれば図3の範囲  
Aに該当し、特許権者から購入した連結育苗ポ  
ットに使用する行為が範囲Bに相当し、それ以  
外の連結育苗ポットに使用した行為は点Xで表  
される。

判決において、通常実施権に付された制限に  
違反することが、特許権侵害を構成するとされ  
るのは、当該制限を付し、かつ遵守させる行為  
が、特許法に規定された「権利の本来的行使」  
と評価できるか否かで検討すべきであり、この  
範囲を超えるような制限は、もはや特許権の本  
来的行使（物権的制限）には該当せず、単なる  
契約上の制限（債権的制限）にとどまるとされ  
た。特許権者の競業者の製品への使用を排除す  
ることは、特許発明の実施に関することである  
ものの、実施の区分、期間を制限等することと  
は異なり、特許権者が本来決定権を有しない、  
特許発明の実施とは無関係な制限であるから、  
「特許権の本来的効力を実現するために必要な  
行為」とは言えないことが示されている。単なる  
契約上の制限に違反したに過ぎない点Xで表  
される行為は、特許権侵害には当たらないとさ  
れた。

両判例においてはいずれも、契約の制限に違

反があった場合であっても、正当権原者による  
実施があった場合には特許権が消尽している。  
すなわち、契約による「許可」を範囲Bに制限  
したとしても、正当権原者が範囲Aで実施した  
場合には、特許権が消尽し、点Xで表される行  
為について特許権の行使が認められていない。

これらから、特許権のライセンスにおいて、  
許諾する実施行為に条件を付した場合でも、多  
くの場合「許可された」実施行為であることを  
否定するのは難しいと考えられる。LG電子と  
Intelとの契約がそうであったように、特許権  
者が望む制限の多くは、「特許権の本来的効力  
を実現するために必要な行為」に当たらないと  
予想される。

2) 「販売」すなわち実施行為の存在を否定  
できるか？

### ④ 薬剤分包用紙の芯管事件<sup>20)</sup>

「薬剤分包用紙の芯管」の実用新案権者が、  
「非売品である旨、無断使用は権利侵害である  
旨」を表示した芯管を譲渡したが、当該芯管は  
実用新案権者でない者（無権原者）に譲渡され、  
薬剤分包用紙を巻きつけた上で販売された。芯  
管の所有権が移転していれば、実用新案権は消  
尽し（又は黙示の許諾が推認され）、この芯管  
を使用する行為に権利行使はできないが、所有  
権が実用新案権者に留保されていれば、そもそ  
も芯管を再譲渡する行為自体が許されず、実用  
新案権を行使し得る。

実用新案権者は芯管を回収していること、製  
品に非売品の旨の警告を付したこと等に基づ  
き、所有権の留保を主張したが、判決では回収  
率が2～3割であること、購入者が非売品の表  
示を目にするのは製品受領後であること等に基づ  
き、譲渡に際して「所有権留保の合意」があ  
ったとは認められず、所有権の移転が生じた  
とされ、当該芯管に係る実用新案権は消尽した  
と判示された。

本事案から、特許製品が移転した場合であっても、当事者間に所有権留保の合意があれば発明の実施行為が存在しないため特許権の消尽もないと思われる。ただし、合意が認められるための要件については判示されていない。また特許製品又はその一部をレンタルする形態が成り立つような業態でなければ、実質的に所有権留保を適用できないので、この方法を適用できる製品は限定されると思われる。

### 3) 複数の権利が存在する場合の“許可”

#### ⑤ トレー包装体事件<sup>12)</sup>

3. 2章(1)で詳細に述べたように、ルートBの実施権者が製造、販売したトレーについては、「トレー包装体」に係る実用新案権の行使が認められた。この理由の一つには、先述のように包装用トレー実案と、トレー包装体実案とに相違があることが挙げられるが、もう一つ忘れてならない理由として、実施権者が「トレー包装体」に係る実用新案権を許諾されていなかったことが挙げられる。「トレー包装体」についても実施の権原を有する実用新案権者が販売したトレーには、「トレー包装体」の実施について黙示の許諾があったとされたのと対照的である。

「トレー包装体」を許諾されていない実施権者は、その実施の権原を有し得ないから、黙示の許諾は観念できない。この事件から、複数の権利がある場合に、一方のみを実施するライセンスに対しては他方の権利の実施許諾を与えるべきではないことが示唆される。実施の権原を与えないことで、ライセンスが製造・販売した製品については、黙示の許諾を推認されるリスクを低減できる。

### (3) 考 察

正当権原者が販売した特許製品については、特許権者の意思とは無関係に特許権は消尽する

が、実施権者の地位や、販売行為の要件を満たさないようにすることによって、消尽を免れる可能性は否定されていない。特許権の消尽を望まない特許権者は、予めライセンス等との契約にその意図を反映させることによって、意向に反する場面で特許権が消尽してしまうことを予防できるのではないだろうか。

ただし、育苗ポット事件において、ポットカッターの「貸与契約」が、実施の態様を「使用」に限定した通常実施権と同義と認められたように、契約の内容は実体を考慮して判断される。特許権者の意図を織り込んだ条件付きの契約が名目的なものと解釈されることを防ぐために、当該条件が実質的に有効に機能するよう、違反の発見や、発見に伴う措置が実行できるように担保しておくことが必要なのではないだろうか。

## 4. 実務指針

### 4.1 出願の場面での留意点

発明を多面的に保護するために、物のクレームと方法のクレームとを併記する場合がある。特に、物が部品であるような場合には、部品のクレームや、その部品を搭載した完成品のクレームの他に、部品や完成品に関する方法クレームを作成する場合がある。

しかし、物の販売により物の発明が消尽する場合、単なるカテゴリーの相違でしかない方法の発明は、物の発明の消尽と同時に消尽すると判断される可能性がある。

したがって、物の発明と方法の発明とを出願する場合には、消尽を回避する必要があるれば物の発明と実質的に同一と判断されないように、単に物から方法へと体裁を変えるだけでなく、経時的要素等により得られる作用・効果に着目して、別発明となるように明細書を作成することが肝要と思われる。

また、部品の発明とその部品を搭載した完成

品の発明とを出願する場合には、完成品発明の構成要件が、部品発明の構成要件に単なる周知技術を付加しただけのものであるときは、部品の販売により完成品特許が消尽すると判断される可能性がある。完成品発明の課題を解決するために、何らかの価値を見出す構成要件を加えた内容で、完成品発明に関する明細書や図面を作成する必要がある。

## 4. 2 実施の場面での留意点

### (1) 特許権者が発明を実施する場合

部品と完成品の特許を保有する特許権者が自ら部品特許を実施する場合がある。上述のトレー包装体事件で実用新案権者自らがトレーを販売したルートAにおいて、実用新案権者は下流の包装体メーカーに包装体の実施を許諾してはなかったが、裁判においては、顧客（包装体メーカー）に包装体の製造機材を提供していたこと等を理由に、包装体の実施を黙示に許諾していたと判断された。

複数の権利を有する者がその一方に係る製品を販売し、かつ他方の権利も行使したいと望む場合には、他方の実施を黙示に許諾したと解釈される状況をつくらないように留意する必要がある。

特許製品の種類、行使される発明等にも依ると思われるが、製品を販売した場合でも、特許権（又は実用新案権）の行使を留保することを、顧客に対して明示しておくことを検討すべきかもしれない。

### (2) 特許発明を実施許諾する場合

特許権者が、特許権が消尽する行為を制限したい場合に採りうる対策を提案する。

#### 1) 解除条件付ライセンス

これまでの判決によると、債権的制限について契約違反があっても、通常実施権者による実

施行為があった以上は特許権の消尽を免れない。この反対解釈を利用して、特許権者の希望する制限の外で実施があった場合に当該契約を解除する契約にしてはどうか。つまり、実施について債権的制限を付したい特許権をライセンスする際に、当該制限に違反した場合は契約を解除するという条件を付す。違反行為があった場合には通常実施権者の地位を剥奪し、実施許諾が存在すること自体を否定してしまうので、解除以後の行為は、正当権原者の行為ではないという解釈が成立するのではないか（図4参照）。

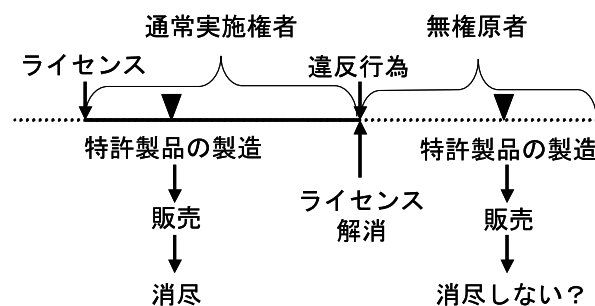


図4 実施権原の消失と特許権の消尽

ライセンス解除の条件付き契約に関し、Quanta事件判決及び日本の判決に明示は無いが、実施の権原が無い状態を明確にできれば、特許権が消尽しないと期待できるのではないだろうか。

ただし、ライセンスの解除に当たっては、不公正な取引<sup>21)</sup>に当たらないよう、配慮が必要となる場合もあると思われる。

#### 2) 実施許諾対象の限定

複数の発明が存在する場合には、ライセンシーが実施しない発明の実施許諾を避け、実施許諾する対象を実施させる発明に限定すべきである。

ライセンシーが特許製品である部品を販売し、その部品を購入したユーザーが完成品を製造するとする。仮に、部品を製造したライセン

シーが完成品の特許発明についても実施権原を有していると、部品と完成品の関係によっては、ユーザーによる完成品の製造について黙示の許諾が推認されるかもしれない。この推認が成り立つと、特許権者は完成品特許の対価を実質的に回収し得ないと予想される。これに対し、部品特許のライセンシーが完成品特許の実施権原を有していなければ、部品のユーザーに対して明示にはもちろん黙示にも、完成品の製造を許諾する権原を有しない。よって、部品ユーザーに対し、完成品の特許発明の実施を部品特許のライセンシーが黙示に許諾したと捉えられる根拠はない。

つまり、複数の特許発明を有する場合に、ライセンシー自身が実施しない発明には実施の権原を与えず、実施する発明に限定して実施許諾することで、特許権者の意図に反した黙示の許諾を推認されるリスクを低減できると考えられる。

### 3) 実施態様の工夫

消尽の効果を回避するためには、業態によっては、製品を販売でなく貸与し、所有権を留保することで転売を禁止することも考慮する価値があると思われる。

## 4. 3 係争場面での留意点

まず方法特許について侵害事件が発生した場合について、特許権者側の立場、被告側の立場での留意点をそれぞれ検討する。

被告側の立場としては、侵害を主張された方法を実施する装置について、その装置を購入していた場合には販売元を確認することが必要と言える。

仮に、その装置の販売元が当該方法の特許権者或いは特許権者から実施許諾を受けた者であると判断できる場合には、装置特許の有無を確認し、装置特許が存在し、しかも方法特許がその装置特許の単なるカテゴリーの相違でしかな

いものと判断できる場合には、抗弁事由の一つとして消尽を検討すべきである。また、装置特許が存在しない場合であっても、その装置が、侵害を主張された方法の全工程を実施する専用品または中用品と判断できるか否か確認し、全工程を実施する専用品または中用品と言える場合には、同様に消尽を抗弁事由の一つとして検討すべきである。

一方、特許権者側の立場としては、方法特許を実施する相手方の装置の出所を確認する必要がある。

相手方の使用する装置が、特許権者が販売、あるいは実施許諾した者が販売したものであって、装置特許が存在しない場合であっても、方法特許の全工程を実施する専用品または中用品と判断されるものであった場合には、消尽すると判断される可能性が生じるので、裁判よりむしろ交渉段階で解決するように進めることが得策と考えられる。

次に部品特許と完成品特許とを有し、特許権者が部品を販売あるいは部品特許を実施許諾した場合について完成品特許の使用等に対して権利行使できるか否か検討する。部品特許と完成品特許との関係においては、部品特許と完成品特許との構成上の差異に技術的価値があるか否かが重要となるものと思われる。特許権者は、完成品特許を権利行使する前に、完成品特許の構成要件が、部品特許に単に周知技術を組み合わせただけの構成要件になっていないか確認することが必要である。

また、4. 2章(1)で述べたように、完成品特許が消尽しないと判断できる場合においても、部品を販売したことで完成品特許の実施を黙示に許諾していたと判断される場合があるのでこの点についても注意が必要である。

一方、被告側の立場としては、消尽に加え、黙示許諾も抗弁事由として検討したい。

## 5. おわりに

以上、Quanta事件最高裁判決での3つのポイントに関して、日本国内の判決及び学説を調査し、同最高裁判決との比較を行った。

ポイント①に関しては、日本では方法特許の専用品を販売した場合は方法特許が消尽するという点で判例、学説とも一致しているが、中用品を販売した場合には見解が分かれている。

ポイント②に関しては、Quanta事件では、部品が完成品特許の本質的特徴を実施する専用品であれば、完成品特許は消尽するという判断が示されたが、日本では判決、学説とも見解が定まっていない。しかしながら、インクカートリッジ事件上告審判決で総合考慮説が示されたことから、今後は総合考慮説に基づき判断される可能性が高いと考えられる。

ポイント③に関しては、日米とも、契約の制限に違反があっても正当権原者による実施があった場合には特許権が消尽するという見解で一致している。しかし、契約内容の工夫、所有権留保や複数の権利を保有する場合などにおいては、権利者側に有効となりうる手段も取ることができよう。

このように日本国内での特許権消尽に関する判決数は少なく、裁判所の見解や学説が定まっていない状況であり、今後の判決動向を見守る必要がある。日本においては発明を多面的に保護するため物のクレームと方法のクレームの併記や、部品クレームと完成品クレームの併記という手法が多くとられている現状において、Quanta事件最高裁判決はインパクトが大きく、今後日本の裁判にも影響を及ぼす可能性がある。

る。本稿ではいくつかの実務上の留意点を考察してみた。本稿が企業実務者の今後の指針の一助となれば幸いである。

## 注 記

- 1) 米国最高裁判所No.06-937
- 2) 本稿と同様の論点を扱った論説として、小松陽一郎、川端さとみ、「日米における特許国内消尽理論－クアンタ事件米連邦最高裁判決(2008.6.9)を素材にして－」、知財ぶりずむVol.7, No.73, pp.14～35 (2008)がある。
- 3) 知財高裁，平成17(ネ)10021号
- 4) 現特許法第101条4号
- 5) 現特許法第101条5号
- 6) 最高裁，平成18(受)826号
- 7) 中山信弘，工業所有権法上（第2版増補版），p.362（2000）弘文堂
- 8) 吉藤幸朔，特許法概説（第13版），p.438（1998）有斐閣，田村善之，特許研究，No.39，p.11（2005），吉田広志，知的財産法政策学研究，Vol.6，p.93（2005）
- 9) 吉田 前掲注8）
- 10) 田村p.12 前掲注8），吉田 前掲注8）
- 11) 高林龍，ビジネス法務大系I・ライセンス契約（第1版），p.194（2007）日本評論社
- 12) 大阪地裁，平成12(ワ)4290号
- 13) 小松 前掲注2），重富貴光，知財管理，Vol.58，No.3，p.391（2008）
- 14) 重富 前掲注13）
- 15) 吉田 前掲注8）
- 16) 東京高裁，平成13(ネ)959号
- 17) 最高裁判所判例解説民事編・平成9年においても，同趣旨の記載がある。
- 18) 東京地裁，平成13(ワ)6000号
- 19) 大阪地裁，平成13(ワ)9922号
- 20) 大阪高裁，平成12(ネ)728号
- 21) 知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針（平成19年9月28日公正取引委員会）

別表1 Quanta事件に関する判例の状況

○：消尽肯定  
×：消尽否定

カテゴリー	事件名	裁判所判旨	消尽の適否	備考
①方法特許の消尽 ②完成品特許の消尽 ③正当権原に伴う消尽	No.06-937 Quanta事件	① 販売製品が方法特許を「具現化」する場合、方法特許は消尽する。 ② 部品が完成品特許を「実質的に具現化する場合、部品の販売により完成品特許は消尽する。 ③ 許可された販売に起因して生じる特許権の消尽は回避できない。	○ ○ ○	「実質的に具現化する」基準 i) 部品の唯一の合理的使用が完成品特許を実施するものであること ii) 部品は完成品特許の本質的特徴を実施していること
①方法特許の消尽	平成17(ネ)10021 インクカートリッジ事件控訴審判決	① 実質的に同一の発明が単にカテゴリーの相違として明細書に記載された場合には、物の発明に係る特許権が消尽すれば、方法の発明に係る特許権も権利行使できない ① 物が方法特許の専用品または中用品の場合のいずれかに該当すれば、物の発明に係る特許権が消尽すれば、方法の発明に係る特許権の権利行使も許されない。	○ ○	物の特許とその専用品または中用品にも適用できるとする説あり
②完成品特許の消尽	平成12(ワ)4290 トレー包装体事件	② ルートA 包装用トレーがトレー包装体実案に係る製品に用いられることを承諾していたものと解する（黙示の実施許諾） ② ルートB 実用新案権を保有する者自らが代表取締役を務める会社とその流通経路に関与することなく被告に包装用トレーを納入していたことから、黙示の実施許諾が認められない。	× ×	包装用トレー実案がトレー包装体実案と実質的に同一と呼べるものでもなく、構成要件上重なり合わない部分は単なる周知技術や慣用手手段の付加ではなく新たな技術的価値を付加するものである。
③正当権原に伴う消尽	平成13(ネ)959 置換プリン事件	③ 消尽は、特許権者の意思とは無関係に、特許権者による特許製品の譲渡行為により無条件に生じる	○	
③正当権原に伴う消尽	平成13(ワ)6000 遠赤外線放射球事件	③ ヒーターを組み込んだ乾燥装置を開発するという合意の下で特許権者からヒーターを購入したが、その条件に反して、これを組み込んだ高速遠赤外線乾燥機の製造を他社に製造委託しこれを販売したとしても特許権は消尽する。	○	特許権者は「遠赤外線放射球」特許を保有する。
③正当権原に伴う消尽	平成13(ワ)9922 育苗ポット事件	③ 貸与契約には、ポットカッターを使用する対象を特許権者から購入した連結育苗ポットに限定するという制限が付されているが、この制限に違反し、貸与されたポットカッターを特許権者以外から購入した連結育苗ポットに使用しても特許権を侵害しない。	○	特許法に規定された「権利の本来的行使」の範囲を超えるような制限であり、もはや特許権の本来的行使（物権的制限）には該当せず、効力は単なる契約上の制限（債権的制限）にとどまる。
③正当権原に伴う消尽	平成12(ネ)728 薬剤分包用紙の芯管事件	③ 回収率が2～3割であること、購入者が非売品の表示を目にするのは製品受領後であること等に基づき、譲渡に際して「所有権留保の合意」があったとは認められず、所有権の移転が生じたとき、当該芯管に係る実用新案権は消尽したと判示	○	



別表2 Quanta事件に関する学説の状況

○：消尽肯定  
×：消尽否定

カテゴリー	文献名	内 容	消尽の適否	備考
① 方法特許の消尽	中山信弘, 工業所有権法上 (第2版増補版), p.362 (2000) 弘文堂	① 実施に係る製品の譲渡が想起されない「方法の発明については、原則として消尽の問題は生じない」	×	
① 方法特許の消尽	吉藤幸朔, 特許法概説 (第13版), p.438 (1998) 有斐閣	① 特許権者が方法の特許権とともにこの方法を実施するための装置についても特許権を有し、かつ、その方法はその装置によってのみ使用され、その装置はその方法にのみ使用される場合は、装置についてのみ特許が存在する場合と異なるところがないので、特許装置を販売したことによって方法の特許権は用い尽くされたことになる。	○	
① 方法特許の消尽	田村善之, 特許研究, No.39, (2005)	① 方法の発明の実施にのみ使用され (専用品)、かつ方法の発明を全工程実施するものを特許権者が提供した場合は、方法特許は消尽する ① 方法の発明を全工程実施したとしても、方法の発明の実施以外にも使用できるもの (中用品) については、積極的に消尽論を採用するものではない	○ ×	
① 方法特許の消尽	高林龍, ビジネス法務大系 I・ライセンス契約 (第1版), p.194 (2007) 日本評論社	① 方法の発明の全工程を実施する場合は、専用品だけでなく中用品を譲渡した場合も消尽理論が適用される ① 専用品や中用品が特許方法の生産工程の一部にのみ用いられる場合には、専用品もしくは中用品を流通に置いたことをもって、消尽するということを認めるべきではない	○ ×	
① 方法特許の消尽 ② 完成品特許の消尽	吉田広志, 知的財産法政策学研究, Vol.6, (2005)	① 方法の発明の実施にのみ使用され (専用品)、かつ方法の発明を全工程実施するものを特許権者が提供した場合は、方法特許は消尽する ① 方法の発明を全工程実施したとしても、方法の発明の実施以外にも使用できるもの (中用品) については、積極的に消尽論を採用するものではない ① 汎用品であれば、必ずしも特許発明の実施に使用されることを念頭に取引したとは限らず、譲受人 (もしくは転得者) が特許発明を実施した場合は、権利行使が許される ② 部品が専用品であった場合には完成品特許の消尽を認める ② 中用品 (多機能品) が完成品に対して占める割合がきわめて大きい場合などは消尽が認められる場合がある	○ × × ○ ○	
② 完成品特許の消尽	重富貴光, 知財管理, Vol.58, No.3, p.391 (2008)	② 専用品を譲渡したとしても、当該専用品の譲渡によって完成品特許が消尽したとして、一律に特許権者の権利行使を制限すべきではないし、理論的にも消尽するとは解されない。 ② 黙示の実施許諾については一義的な解決基準を示すのは困難であるが、その事情如何で成立する場合がある	× ×	

(原稿受領日 2009年5月11日)